
○副議長（奥野詠子）休憩前に引き続き会議を開きます。

菅沢裕明議員。

〔34番菅沢裕明議員登壇〕

○34番（菅沢裕明）立憲民主党議員会の菅沢であります。

最初に、能登半島地震に関して質問します。

冒頭、亡くなられた方々に心から哀悼の意を表するとともに、県内、氷見市でも多くの方が被災され、今このときも苦しみながら歯を食いしばって生活しておられます。心からお見舞いを申し上げます。

さて、氷見のこのまちで、この地区で住み続けることができる希望が欲しい。これは被災者の方々の切実な願いであります。被災者の命と健康を守り、生活となりわいの再建を全力で支えることが県や関係自治体の最優先の責務であります。

ところが、政府が決定した支援パッケージはどうか。住宅再建のための被災者生活再建支援金は最大でも300万円。これは2004年、20年前の水準のままで、資材高騰、経済社会情勢の大きな変化を考えるなら、こんな金額では住宅再建はできないと増額を求める声が強いのであります。支援対策についても、半壊、準半壊、一部損壊まで拡大すべきであります。県は半壊について独自の支援を実施することにしましたが、そもそもこの制度の根幹に問題があります。知事はそう思いませんか。

全国知事会が拡充の方向で動いていると知事は述べられますが、事態を動かすような力強いものにはなっておりません。知事には、この支援金が従来並みの支援にとどまるのではなく、被災者の生活

再建に必要な現実的な金額となるよう、大幅な引上げと支援対象の拡大に向け、もっと力強く訴えていただいて、迫力のある行動も、もっと展開していただきたい。いかがですか。

被災者生活再建支援金について、2月27日、政府は、高齢者世帯などに住宅再建を支援するため最大300万円を追加する新たな交付金制度を発表しました。既存の支援金と合わせると最大で600万円が支給されることとなります。

ただ、この追加される交付金は、対象が高齢者世帯などに限られるだけでなく、能登地域6市町に限定されるもので、氷見市など富山県や新潟県は対象外です。同じ被災者と地域を差別する不当な取扱いで、批判が相次いでおります。

知事も28日の代表質問に対し、富山県でも同じように実施されるよう、全国知事会と共に政府に求めていくと答弁されました。しかし、全国知事会の中には、負担増に、つまり交付金の財源の2分の1を負担しなければならないことから、慎重論があると報道されております。それなら、国の財源負担を3分の2などに増やすことを強く求めたらどうですか。

また、県内においても、被災者支援に関係自治体で格差がないようにするための県の役割が問われております。県として自ら、災害の特別の深刻さに見合った独自の支援策をもって、被災者や関係自治体を支援すべきであります。知事に質問いたします。

液状化で廊下が波打ち、畳が盛り上がり、家が傾いている半壊の罹災証明を受けた住宅で暮らす老夫婦の方を訪ねて話をしました。この家にいると気分が悪くなると話し、引っ越すところを探しているが、お金のことがあると訴えておられました。家屋では、傾きが

100分の1を超えると住んでいる人は苦痛を感じ、傾きが100分の1.5になると、長期的に居住すると健康障害が出ると言われております。

今回の地震で、液状化による建物の傾斜、倒壊、沈下などの被害が多発しましたが、どれくらいの数になるのか。被害の状況は把握できているのでありましょうか。また、液状化はどのような場所で発生しているのか。

氷見市では、海岸沿いの砂地の町部や集落、川沿いの低地などに被害が集中し、2月28日現在で、全壊が158戸、半壊が340戸、準半壊が608戸、一部損壊が3,055戸となり、県下でも住宅の損壊は2万近くになっておりますが、これらのうち液状化による被害は、氷見の場合は2,000戸を超えると推計をされております。

液状化の中での住宅再建には大きな費用負担が伴い、地盤改良には特殊の技術が必要で、支援が求められます。県は、準半壊以上の木造住宅の液状化復旧に最大120万円の補助制度を創設しましたが、液状化対策の概算費用のモデル、建物補修で最高200万から300万円、建て替えで最高150万から800万円が示されておりますけれども、こうした状況の中で120万円では低過ぎるという声が多くあります。

氷見市などでは、家並みが続く海岸近くの県道沿いで、延長約1.5キロ、幅100メートルから200メートルの広範な地域に液状化の被害が集中いたしております。そうした中で、特別な調査や対策が必要になっております。熊本地震の例などを参考に、基金の創設、活用等ができないのかであります。

知事は、液状化により多発する被害の実態を具体的に深刻にもっと受け止めて、被災者の声に耳を傾けて、私はもっと手厚い支援策

を取るべきだと考えております。

液状化による被害は、建物、住宅以外にも道路、下水道などの公共インフラ施設、河川堤防、港湾施設などでも多発いたしております。噴砂、噴水の現象があちこちで起き、地盤の沈下、浮上箇所が数多く見られ、地盤の流動も確認をされております。こうした中で、道路の陥没、亀裂、上下水道の破損が多発し、建物の傾斜、倒壊、損壊などの被害が甚大でありました。堤防、護岸、擁壁なども大きな被害を受けております。

こうした被害状況はどのように把握をされているのか。今回の災害は液状化によるものが多いと考えられますが、液状化対策を踏まえた復旧はどのように進められるのか、土木部長に質問いたします。

また、農地、農業用水施設や漁港などにおいても、液状化の被害が多発をいたしております。被害状況はどのように把握をされているのか。今春の作付に向けて復旧の見通しはどうか、農林水産部長に質問をいたします。

震災からの生活となりわいの再建に向けた支援策と同時に、強烈な地震による県内の被害は甚大かつ多岐にわたっております。住宅被害の多発のほかに、公共インフラの被害、農業・漁業施設の災害も大きなものがありました。また、観光業はキャンセルが続き、中小の製造業でも深刻な影響が出ております。

こうした中で、早期の復旧・復興が急がれますが、今回の災害の全体像や被害総額、既に県は1、2月の補正予算などで復旧・復興に着手をいたしておりますし、令和6年度当初予算でも対処されますが、必要財源の確保や事業の見通しはどうか、知事に質問いたします。

県は、2月27日に復旧・復興に向けたロードマップを公表いたしました。骨子にすぎません。今回の災害の深刻さに見合った思い切った異例の措置を、国がやらないなら県がやるぐらいの気概と使命感を持って、ちゅうちょなくスピード感を持って実行する必要があります。そして、関係自治体、市にしっかり寄り添って徹底して支援していくことを求め、知事に質問いたします。

被災後、地域のコミュニティーをどう維持していくかが大きな課題であります。もう一度家を建て直して頑張ろうと言っても、高齢であったり、若い方でも支援金などが少なく、お金を借りられるのか、また返す見通しが立たない。被災した地域、氷見市内に残って生活を続ける困難が多いという話をたくさん聞くのであります。

そこで、宅地は公有地や寄附などで対応し、そこに災害公営住宅を建てて、住み慣れた土地で住み続けることができないかということでもあります。それができればコミュニティーを少しでも残せるのではないかと。関係自治体、氷見市などは、この事業への意欲を示しておりますが、どのように、どこまで協議が進んでいるのか、県として実現に向けて積極的に支援できないか、土木部長に質問いたします。

能登半島地震の1月1日午後4時10分の発災時、突然の5強の強震、これは県民が初めて経験する大地震でありました。そして、津波の襲来予告に驚愕したものであります。そして甚大な被害を受けました。

この地震は、専門家の解析によると、2020年12月頃からの石川県珠洲市周辺の群発地震に連動して、能登半島北側の海域の活断層が長さ150キロにわたって震源域となったもので、マグニチュード7.6

の巨大地震でありました。

これまでは、能登半島北方沖の活断層——F43と言われておりますが——については長さ50キロの想定でマグニチュード7が、石川県の地域防災計画の被害想定で取り上げられ、建物全壊120戸、死者7人とされておりました。こうした想定と今回の被害の実態の大きな開きに、私は愕然といたします。

今回の地震については、石川県だけでなく富山県としても、事前に予測はできておりませんでした。被害想定も全くありません。備えも全く行われてこなかったことは重大であります。これは、私は県の防災担当部局の責任を問われる——知事自身もそうだと思いますが——事態と言えらると思っております。

この地震について、石川県災害危機管理アドバイザーで、富山県防災会議地震対策部会長の室崎益輝神戸大学名誉教授は、「自戒を込めて、想定が甘かったと言える。多くの犠牲者を出したという意味で、過去の教訓を生かせなかった面があった」と、新聞報道ですが率直に述べていらっしゃいます。

県はこれまで、能登群発地震の本県への影響や県内の主要活断層の調査を国に要望する程度の動きでありまして、自ら進んで何かをしようとしたことはほとんどありません。過去6年間、県の地震対策部会は開かれてもおりません。

こうした事態をどのように反省して、ある意味ではちゃんと責任を取って、今後どのように生かそうとしておるのか、危機管理局長に質問したいと思っております。

県内主要活断層、例えば砺波平野断層帯東部、魚津断層帯など、加えて高岡断層、射水断層などについても、被害想定は、もちろん

であります。いまだ国頼みで、地震に備える県の積極的な姿勢は全く見えないのであります。甚大な被害が想定される富山湾西側の断層TB1、TB2は連動によると巨大な地震と津波が想定されておりますが、これは参考扱いにされたままであります。こうした県の判断の背景には何があるのか。

こういうことが県の幹部から発言があつて、以前に私は驚いたのであります。しかし、「想像を絶するような地震や津波高の想定は、防災対策への県民の意欲を断絶してしまうという逆効果を生む。適度な被害想定にする必要がある」、これは県の幹部がちゃんと公式に述べた見解ですよ。こういうことを皆さんは受け入れられますか。こうした発想、基本姿勢は今も変わっていないのではないかと。知事や危機管理局長はいかがですか。

能登半島地震の余震が続き、専門家は再び大地震の可能性を指摘し、周辺の活断層、例えば氷見市、高岡市などに甚大な被害が想定されている邑知潟断層帯との連動が、専門家によって今警告されております。富山湾の海底地滑りによる津波についても指摘されております。最大のリスクを想定し備えることが、県の防災危機管理の基本でなければなりません。

全国県庁所在地都市との比較で地震発生確率が低いことを殊さら宣伝したり、地震の少なさを企業誘致で売り込んだりする姿勢は、改めるべきであります。富山県は地震が少ないなどの安全神話にとらわれ、県の地震・津波対策は新田県政になっても全く進んでおりません。安全神話から脱却をして、防災先進県こそ目指すべきであります。知事に質問いたします。

今回の地震では、震源となった能登半島北側の断層帯についての

基本的な認識を欠き、警戒感もなく、もちろん備えも不十分だったことは、石川県はもとより富山県としても大きな反省点であります。

加えて、能登地方では救助活動の遅れが指摘されました。県内でも道路の渋滞で避難行動が混乱し、避難所が開かれない、体制が整わないといった避難所整備が課題となっております。また、水道の断水の長期化、避難住宅の用意が進まないなど、暮らしへの応援にも支障がありました。液状化による被害も多発いたしました。

東日本大震災以降、ここ数年でも全国で大きな地震が続発し、2020年12月からは能登半島群発地震も続いておりました。しかし、先ほど申しましたように、過去6年間、県の地震対策部会は開催されず、新田県政に替わっても県防災計画の見直しは進みませんでした。こうしたことを後回しにする県政は改めなければならないと私は考えます。

今回の地震を経験した中で、反省と検証を中心に据えて県の地域防災計画を見直すべきであります。知事に質問をいたします。

今回の地震で、北陸電力志賀原発は想定を超える揺れに襲われました。重大なトラブルが続発をしました。外部電源から電力を受ける変圧器が破損、一部途絶えたままで復旧に半年を超えるという見通しが示されております。

この事故で、2万リットル以上の油漏れ、原発周辺のモニタリングポスト116か所のうち18か所が欠測の状態になるなど、地震で志賀原発のリスクが露呈されました。今回の地震での活断層の活動範囲は、北陸電力の想定を超え、専門家は志賀原発から北9キロの富来川南岸断層が連動して動いたことを立証しております。

こうした重大なトラブルが続発する中で、国は、警戒事態に当た

るとして原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置し、P A Z、5キロ圏内の要配慮者の避難の準備を求める事態となっておりました。

こうした志賀原発の事故の発生と経過は、北陸電力から逐一的確に県に情報提供されたのでありましょうか。二転三転があったとされていますが、どうだったのか。こうした重大なトラブルの続発を知事はどのように受け止めておられるのか、質問をいたします。

最後に、今回の地震で志賀原発の30キロ圏内の通行止めは、能登地方では16路線30か所に及び、氷見市内でも数か所ありました。能登地方の避難道路の過半が寸断され、避難不能となりました。能登では、道路寸断により8日間も孤立した集落もありました。また、能登地方の放射線防護施設も損傷し、その実効性が問われました。

原発事故が起きたら、住民は避難さえできないことが白日の下にさらされました。原発事故の際の避難計画が机上の空論にすぎないことは明白であります。地震と原発事故が同時に起きる原発震災では、避難が難しいことが目に見える形で実証されたわけであります。

それでも再稼働と言うのでしょうか。志賀原発が再稼働していなくてよかったとの声が地域に多くあります。知事はこうした事態をどのように受け止めておられるのか質問をし、一般質問を終わりたいと思います。

時間の関係で早口になったかもしれません。お許してください。

○副議長（奥野詠子）新田知事。

〔新田八朗知事登壇〕

○知事（新田八朗）菅沢裕明議員の御質問にお答えします。

まず、被災者生活再建支援金についての御質問でした。

被災者生活再建支援制度は、従前から全国知事会としても支給額の増額を国に求めてきており、昨年7月にも、支給額の増額、適用条件の緩和、また国負担の強化など、さらなる充実を要望しているところです。

また、今回の能登半島地震を受け、私からも、松村防災担当大臣をはじめ国に対し、被災者生活再建支援金の増額など、さらなる生活再建支援の拡充を要望しております。

今回の震災を受け、県ではいち早く、国の支援制度の対象とならない半壊世帯に対し、県独自に最大100万円を支援することとしたほか、今回の液状化被害を受け住宅の耐震化支援制度を拡充し、新たに地盤改良などの建物の基礎補強工事などを対象に、最大120万円を支援できるよう準備を進めています。

こうした支援策の拡充により、国の支援制度に加え、災害救助法の住宅の応急修理制度、また、今回の液状化被害を受け新たな住宅の耐震化補助金の活用のほか、知事見舞金の支給を最大限に組み合わせることにより、ある程度まとまった支援を受けていただけるものと考えております。

県としては、生活再建に向けた被災者の負担を少しでも軽減できるように、引き続き全国知事会とも連携し、被災者生活再建のための支援のさらなる充実を国に働きかけてまいります。

次に、被災者支援の格差についての御質問にお答えします。

被災者支援については、従前から全国知事会として、被災の実情に応じた公平な救済制度とすることを国に求めてきていますが、国は、石川県内の特に被害が大きいとされる6市町のみを対象に、被災者生活再建支援金300万円に加え、新たな交付金300万円を合わせ、

最大で600万円を交付することを決定されました。その理由として、「能登半島は高齢化率が高く、家屋を建設できる土地が極めて少ないといった地理的制約がある」としておられます。

私自身も、国の制度は、対象地域と隣接しており同程度の被害を受けている富山県の被災者も対象とすべきと考えており、松村防災担当大臣をはじめ国に対し、その旨を強く要望しております。引き続き国に対して、同程度の被害に対して不公平な取扱いとならないよう、県議会の皆様と共に強く求めてまいりたいと考えます。

一方で、今回の地震における液状化などの住宅被害や被災者のニーズは、地域によって事情が様々に異なっていることです。そのため、市町村において各地域の実情に応じた独自の支援策が講じられています。

県においては、被災市の声を聞きながら、国の被災者生活再建支援制度の対象とならない半壊世帯に対し県独自に支援することとしましたほか、議員御指摘の災害の特別の深刻さに見合った独自の支援策として、住宅再建に大きな支障となっている液状化被害の深刻さに鑑み、住宅耐震化の支援制度を拡充し、地盤改良などの建物の基礎補強工事にも活用していただけるよう、被災市と共に準備を進めています。今、それぞれの市と丁寧に議論をして意見交換をしているところです。

県としましては、被災者が今後の生活再建を円滑に、そして安心して進められるよう、引き続き市町村と連携して被災者に寄り添った支援に取り組んでまいります。

次に、液状化についての御質問にお答えします。

今回の地震による住宅被害は、2月26日現在で1万2,185件とな

っています。このうち液状化が原因と見られる被害については、国、県、市町村による勉強会において、氷見、高岡、射水、富山の4市から状況報告をいただいたところ、いずれも海沿いの砂質土が分布する地域を中心に発生しているとのことでした。

こうした状況を踏まえて、各市と情報共有をするとともに、防災大臣や国交大臣に対し、液状化対策への技術的・財政的支援を働きかけるなど、県議会、市町村、関係機関と共に、総力を結集して対応に当たっているところです。

液状化で被災した住宅の復旧については、災害救助法の住宅の応急修理制度、国や県の被災者生活再建支援制度の活用が可能です。今回の被害の大きさに鑑み、国や市町村と調整し、住宅の耐震改修の支援の対象に地盤改良など建物の基礎補強工事等を追加することとし、準備を進めています。ちょっと繰り返しておりますが、私たちとしても工夫をしたところなので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

また、技術的な支援についてですが、さきの勉強会において、公共事業の先進事例などの情報を共有するなどにより培われた知見を基に、今後、調査などの取組が進んでいくものと理解しています。

さらに、住宅所有者に対しては、さきに実施した相談会に続き、今月、実務的なセミナーを氷見市と高岡市で開催し、建て替え、補修方法などの具体的な相談支援を実施する予定としております。

議員は、復興基金の創設活用などについても言及をされました。熊本地震における復興基金は、国による補正予算編成と地方交付税法の改正を経て創設をされたものと理解しております。被災者の生活支援や被災宅地の復旧支援、住まいの再建など、主として被災市

町村が行う事業に活用されています。

今回の能登半島地震に際して、本県としても国に対して、復興基金等の手厚い措置などについて要望をしてきております。

国においては、災害に係る自治体の財政需要は特別交付税などにより対応することを基本としており、基金の創設については、巨大な災害が発生し毎年度の措置では対応が難しい場合の極めて例外的な措置とされており、これまで、東日本大震災と熊本地震のときなどに、特に被害の大きい県に限定して設置されています。松本総務大臣からは、自治体の財政運営に支障がないよう既存の制度を使ってしっかり対応していく旨、回答をいただいております。

引き続き、県内の被害状況を踏まえて、市町村からの声に耳を傾けながら、被災自治体に寄り添った支援を求めていくとともに、国に対しては、復旧・復興のための予算の確保、補助制度の弾力的な運用をはじめ、国補助制度の対象にならない単独事業への財政支援を要望してまいりたいと考えております。

次に、被害の全体像、復旧・復興の支援についての御質問にお答えします。

今回の地震、先ほど述べました液状化現象の影響もあり、大変に甚大であり、かつ多岐にわたって被害が生じています。家屋については1万2,000件を超える損壊が確認され、県では、損壊した住宅の応急修理、賃貸型応急住宅の一時提供、また、国の被災者生活再建支援制度の対象とならない半壊世帯を県独自で支援する制度を創設するとともに、液状化被害の深刻さを鑑み補助制度を拡充する準備を進めています。

公共インフラ関係は、道路、河川、港湾等の公共土木施設では計

288か所、土地改良施設や漁港などの農林水産関係では計2,501か所の被害が確認されています。土木関係は、現在、災害査定を順次受けており、農林水産関係は、被害状況の調査や応急工事を現在進めており、農林水産業の継続に向け復旧に取り組んでおります。

また、県内企業の再建については、先月6日に、なりわい再建支援事業費を含む補正予算を専決処分し、先月の28日、おとといから補助金申請の受付を開始しています。

宿泊施設では、キャンセルなどにより1月分の推計で20億円を超える損失が見込まれており、観光産業を一刻も早く支援するため、先月20日から県独自の応援クーポンを配付し、また、今月の16日からは北陸応援割を開始する予定にしています。

今後の復旧の見通しを県民の皆様、企業の皆様と共有できるように、先月27日に開催した復旧・復興本部員会議におきまして、中長期的な視点を持って取組を進めるロードマップの骨子を取りまとめたところです。骨子ですから骨子です。これからこれを肉付けしていくということで御理解をいただきたいと思っております。

引き続き、被災者、企業の皆様のニーズや市町村の意見を丁寧に聞きながら、一日も早い生活やなりわいの再建に取り組んでまいります。

次に、県の地震・津波対策が進んでいないことへの御質問にお答えします。

県では、災害に強い安全・安心な県づくりに向けて、これまで、国の施策を待つばかりではなく、また安全神話にとらわれることなく、県としてできる対策を着実に進めてまいりました。具体的には、ハードの対策としては、主要な道路や橋梁などの緊急通行確保路線

の整備強化、木造住宅や社会インフラの耐震化の促進、震度情報ネットワークシステムの回線を二重化し災害に強い通信体制を構築する。また、ソフト対策では、地震、津波に関する防災情報のSNS等による情報発信の充実、地域防災のリーダーとなる防災士の育成・拡充、共助の要となる自主防災組織による地区防災計画の策定促進などに取り組んでいます。

今回の地震では、県内においていまだかつてない住家被害が発生しており、今後の大規模災害に備える上で、これまで以上に地震・津波対策を強化する必要があることを強く実感をしております。多くの教訓を得られているというふうに考えております。

県では、これまでも地震被害想定調査及び津波シミュレーション調査を実施しているが、議員御指摘のとおり、県内の主要活断層や海域断層の中には調査が十分進んでいないものがあるのも事実です。

こうした断層を含め、県としてどのような調査が必要か、また可能かなどについて、専門家の意見を聞きながらスピード感を持って検討を進めます。県としては、最大のリスクを想定し備えることを旨として、今後とも地震・津波対策を進めてまいります。

次に、地域防災計画の見直しについての御質問にお答えします。

発生する可能性のある大規模な災害を予測して被害を想定することは、防災対策を推進する上で重要であり、県の地域防災計画においても、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震や津波を想定し、その想定結果に基づく対策を推進する必要があります。

今回の地震は、これまで経験したことのない甚大な災害であり、議員御指摘のように、災害対応において様々な問題が発生したこと

から、こうした現状と課題等を確認するため、先月中旬に県内市町村との振り返り会議を開催しました。市町村からは、住民の避難行動や避難所の開設・運営についての意見が多く出ました。

県では、こうした意見も踏まえて、新年度には、住民の避難行動や県の初動対応、応急対策などについて検証する外部有識者も交えた検証会議を開催することとし、必要な予算を今議会に提案させていただいております。今後、迅速に検証作業を進め、令和6年度中には、防災体制の見直し、地域防災計画をはじめとする各種計画、マニュアルの改定に反映をさせます。

また、これまでの本県の地震想定は、跡津川断層、呉羽山断層帯、法林寺断層及び砺波平野断層帯西部、また本県に隣接する森本・富樫断層帯及び邑知潟断層帯を震源とする地震が発生した場合を想定してまいりました。今回の震源として可能性の高い能登半島北部の断層については想定しておりませんでした。

こうした点についても、外部有識者の御意見をお聞きをして、今回の震災を教訓として十分な検証を行い、引き続き災害に強い安全・安心な県づくりの実現に努めてまいります。

次に、志賀原子力発電所の事態についての御質問にお答えします。

今回の地震により、原子力発電所が立地する志賀町において震度7を観測したことから、国の防災基本計画に基づき、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を立ち上げています。

地震により、変圧器からの油漏れや使用済み燃料貯蔵プール水の飛散をはじめ、外部電源の1系統が損傷し使用できなくなるなど、志賀原発内でも様々な事象が生じました。北陸電力からは、情報提供に関する連絡基準に基づく通報や、原子炉施設の安全確保及び外

部への放射能の影響はない旨の報告を適時いただきました。

そうした中、国への報告の修正が相次いだことから、経済産業省から北陸電力に対し、正確な情報発信をするよう指示があり、本県からも北陸電力に対して、安全対策の徹底と正確かつ迅速な情報提供を申し入れています。

志賀原発については、現在、原子力規制委員会において新規制基準への適合性審査が行われており、断層の活動性評価などについても、今回の地震による知見も追加的に考慮して審査が進められると認識しています。

県としては、専門家による様々な視点からの科学的調査、分析、検証等を行った上で、総合的に判断していただくことが重要と考えており、国において安全・安心の確保を最優先として審議を進めていただきたいと考えております。

最後に、原発事故の際の避難計画についての御質問にお答えします。

県及び氷見市では、国の原子力災害対策指針を踏まえた県避難計画要綱及び氷見市住民避難計画を策定し、あらかじめ避難方法や避難経路などを定めています。

今回の地震では、能越自動車道などの道路が通行できなくなったわけですが、氷見市内では孤立集落は幸い発生しておらず、あらかじめ定めた代替経路を用いることが可能となっていました。

しかしながら、今回の地震は本県にとってこれまでに経験したことのない規模の災害であり、議員御指摘のとおり、UPZ内でも全壊する家屋などが発生し屋内退避が難しいケースもありました。

氷見市住民避難計画では、自宅における屋内退避が困難な場合に

は一時集合場所において屋内退避を実施することとしていますが、仮に原子力災害が併発した場合に、一時集合場所への案内や屋内退避が継続できたかなど、改めて、氷見市と共に詳細に検証する必要があると認識をしております。

屋内退避については、今後、実施期間を含めて原子力規制委員会で効果的な運用を検討し、原子力災害対策指針が見直されると聞いております。その結果や避難計画の検証などを踏まえ、できるだけ早く県防災会議の原子力災害対策部会において地域防災計画や避難計画の見直しに取り組み、UPZ内の住民の安全が確保できるよう万全を期してまいりたいと考えております。

私から以上です。

○副議長（奥野詠子）市井土木部長。

〔市井昌彦土木部長登壇〕

○土木部長（市井昌彦）私にいただきました2問のうち、まず公共土木施設の液状化被害についての御質問にお答えします。

能登半島地震による被害のうち、土砂や水の噴出に加え、地盤の隆起・沈下、構造物の隆起・沈下・傾倒などの現象が見られた場合に、被災要因の一つとして液状化があると考えております。

県管理施設では、現在、典型的な液状化被害の形態が確認できる箇所だけでも、氷見市の県道藪田下田子線や上庄川など計36か所としておりますが、災害査定に向け今後増える可能性もあると考えております。

このうち公共土木施設の復旧予算につきましては、約86億円を1月補正として専決し、約12億円は先月28日に議決いただいたところです。復旧工事につきましては、新年度にかけて現在進められてい

る国の災害査定を経て、発注準備が整った箇所から順次発注していくこととしております。

被災した施設の復旧に当たりましては、被害の程度や周辺隣接地の液状化の状況などを踏まえ、箇所ごとに液状化対策の要否を判断し工法選定を行っております。例えば、液状化が確認された上庄川の堤防の復旧では、ボーリング調査を実施した上で必要となる対策を講じることとしているほか、市町村の下水道管渠の復旧におきましては、継ぎ手部分への可とう性継ぎ手の採用や砕石による埋め戻しの検討を行うなどの対応が取られているところでございます。

県といたしましては、液状化など被災の状況を十分踏まえ工法を選定し、被災した施設の早期復旧に向け取り組んでまいります。

次に、災害公営住宅についての御質問にお答えします。

災害公営住宅は、地震などの災害が原因で滅失してしまった住宅の戸数が一定以上となった場合、その滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸する目的で整備されるものであり、地域コミュニティの維持にも寄与するものであると考えております。

このたびの能登半島地震により、県内で最も住家被害が多かった氷見市におきましては、現在、その整備の検討が始まっております。今回の氷見市の場合、滅失戸数が多いとして国の特例措置の適用区域とする旨の告示がなされた場合、議員御紹介のとおり、収入要件なしで入居可能な災害公営住宅を、滅失戸数の5割までの戸数の範囲内で、国から4分の3の補助を受け整備することが可能となります。

この災害公営住宅について検討するため、一昨日、氷見市と国土交通省と県による打合せを行いました。その中で、地域の方々の意

向調査や、公営住宅の供給計画の策定などに対する国のサポートを受けられる制度も紹介されております。

県といたしましては、引き続き国土交通省とも連携し技術的な支援を行うなど、被災市が進める住まいの復興に向けて取り組んでまいります。

私からは以上です。

○副議長（奥野詠子）津田農林水産部長。

〔津田康志農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（津田康志）私からは、農水産関係の液状化被害についての御質問にお答えいたします。

農水産関係の被害のうち液状化による影響としましては、圃場内の噴砂のほか、地盤が軟弱な地域では水路等の段ずれ、漁港施設としては、県営・市営漁港の岸壁エプロンの沈下、野積場や臨港道路のひび割れ・段差などが該当するものと想定しております。

御質問の春の作付に向けての復旧でございますが、まず農地につきましては、農林振興センターの職員が現地で適宜状況を調査しておりまして、対策としましては、圃場に噴砂がある場合は、除去または圃場全体に均平に広げ、入水後に漏水がないか確認すること、それから、圃場に亀裂が見られる場合には、必要に応じて粘土質の土壌改良資材で埋めること、水稻の作付においては、丁寧なあぜ塗りや代かき、生育状況を確認しながら追肥などの管理の徹底を行うこととしておりまして、農林振興センターを通じて対策に向けた情報を提供してまいります。

また、農業用施設でございますが、今春の営農に支障が出ないようスピード感を持って早期の復旧に努めており、査定前着工制度を

活用するほか、パイプラインなどの管路につきましては、本復旧に際し、従来の砂による埋め戻しを砕石による埋め戻しに変更するなど、地盤の状況に応じた対策を着実に進めることとしております。

引き続き関係団体と連携し、できる限りの早期の被害全容把握と復旧・復興に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（奥野詠子）武隈危機管理局長。

〔武隈俊彦危機管理局長登壇〕

○危機管理局長（武隈俊彦）私からは、県の地震・津波対策についての御質問にお答えします。

元日に発生した能登半島地震について、政府の地震調査研究推進本部によると、能登半島及びその北東側の海域を中心とする北東から南西方向に延びる150キロ程度の範囲において地震活動が発生しており、また、複数の活断層が今回の地震に関連した可能性が高いとされております。

県では、昨年5月に発生した能登地方での地震活動を受けて、この地震活動が近接する活断層と連動し、より大きな地震につながることを懸念いたしまして、昨年6月に行った国への重要要望におきまして、この群発地震が本県に与える影響を早急に分析するよう国に求めたところでございます。

また、知事からも答弁がありましたとおり、県では、国の施策を待つばかりでなく、県としてできる地震・津波対策に取り組んでおり、主要な道路や橋梁などの緊急通行確保路線の整備強化をはじめとするハード対策、防災士の育成や地区防災計画の策定推進などをはじめとするソフト対策、ハード・ソフト両面で取組を進めておる

ところでございます。

今後は、これまで調査実施に至っていない断層に係る被害想定調査につきまして、県としてどのような調査が必要なのか、また可能なのかなどにつきまして、専門家の意見を聞きながら十分検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（奥野詠子）菅沢裕明議員。

〔34番菅沢裕明議員登壇〕

○34番（菅沢裕明）知事、関係部長に再質問いたします。

知事、被災者生活再建支援金ですけど、全国知事会を通して強く求めているというお話ですが、いろんな来県された関係大臣にも要望したりしておられますが、もう2か月たちましたけど、一向に前向きな状況になりませんね。これは知事、どう考えられますか。

先ほど申し上げましたように、知事会自身が、例えば今度示された新たな制度、能登6市町について高齢者、障害者等を中心にした300万円の増額については、これは都道府県の負担にもなるわけであって、そういう負担に応ずるということについてはいろいろ意見があるという新聞報道もあります。ですから、知事会とおっしゃってもなかなかまとまっていないんじゃないかと。新田知事の御努力は多といたしますけれども、一向に前進しないこのことについて知事はどうお考えなのか。

今回上乘せがあったわけですが、この必要性を政府が認めたわけでしょう。したがって、被災者生活再建支援法に基づく金額では足りないということを政府が認めたと同じであって、そういう意味では、被災者生活再建支援法の抜本的な改正、つまり、支援金

の増額が当然必要だということを認めているというふうに私は言っていないんじゃないかと思ったりするわけです。そんなことも含めて、もっと力強く、この生活支援金の増額に向けて、もう少し努力をしていただきたい。

実際に、被災者は、例えば全壊の場合でも最高300万ですよね。半壊については、県も最高額100万円ということで努力をなさいました。これは評価いたします。しかし、今、氷見の現状を見ていると、全壊はもちろん解体撤去ですが、半壊についても——これは損壊の程度が20%であります、ほとんど解体ですね。半壊、全壊は解体ということで。したがって、100万円と300万円、これ、差もあります、これではそうした事態に対処できないという非常に大きな強い声があります。知事はいかが受け止めなさるか。もう少しこの改善に向けて最大限の努力を求めたいと思います。

次に液状化の問題であります、土木部長にお尋ねをしたいと思はいます。

液状化で、建物、非常に損壊が大きいわけですが、公共インフラ施設なんかも含めて甚大な被害が出ておりますけれども、財政負担が非常に大きい。技術的支援も必要になり、住民の悩みが非常に大きいわけですし、そこで、県は勉強会を重ねておられますが、この勉強会を今後どういうふうに発展されて、県としてどんな役割や方向を出そうとしておられるのか、私は大変注目をいたしております。

そういう中で、例えば被害が大きい地域で、県は地盤構造を細かく調べる必要があるわけであって、ボーリング調査の実施なんかについてもっと積極的な予算措置もする体制に入る、それから、地盤に合った工法の検討も必要なわけでありまして、全国都道府県のい

ろんな事例の中で、例えば千葉県ですか、地下水位低下工法などというものを編み出していろいろ対策を進めていらっしゃる。

そういう意味では、土木部長には、ぜひ富山県においても、もう少し突っ込んだ具体的な方策、例えば宅地と道路を一体化して、氷見の場合も藪田下田子線という県道沿いの砂地の住宅地が1.5キロ、幅100メートルから200メートルにわたって液状化の影響が出ているわけでありまして、そういう中では道路と宅地を一体にした液状化対策をやるとか、さらには、今、大きな面での砂地の被災地を申し上げましたが、面的な視点での液状化対策とか、そういう意味では県として調査研究、知見を集約いただいて、具体的な支援策をぜひ取っていただきたいなと思っております。

最後に、これは時間がないので間に合わないかもしれんけど、防災、地震対策についての危機管理局長の答弁は、私は全く承服できません。時間がないので、これは日を改めて、機会を改めてまたやりたいと思っております。

以上です。

○副議長（奥野詠子）新田知事。

〔新田八朗知事登壇〕

○知事（新田八朗）再質問をいただきました。お答えできる範囲でお答えしたいと思いますが、まず、知事会が何か一本化していないんじゃないかというお話ですが、知事会としては、終始、昨年以來、今回についても、知事会長も発言をされましたが、趣旨は一貫しております。ただ、47人もいますので、それぞれのお考えを述べられることは、それはあるんだろうというふうに思っております。

そして、被災者生活再建支援金のことですが、今回、能登の6市

町に上乘せされるもの、これ、今名前がつきまして、地域福祉推進支援臨時特例交付金ということになったようであります。

先ほども申し上げましたが、能登の6市町は全国に比べても圧倒的に高齢化率が高い、それから、家を十分に建てる土地が少ないという理由が述べられています。それはそうなのかなと思いますが、ただ今回、地域福祉推進支援臨時特例交付金と名がつくとともに、高齢者云々だけじゃなくて、ローンの一定以上の残債がある人とかなどなど、ちょっとまた範囲が広まったんですね。これにつきましては私もちょっと納得ができないことがあります。引き続き、しっかりと不公平のないように要望していきたいと思います。

もう2か月もたったじゃないかと、何をしているんだとおっしゃいますが、確かに2か月たったんですが、でも一方で、まだ2か月、されど2か月だというふうに思っています。実際に、これまでも要望し続けてきたことについて、例えば今日も総務省から回答が戻ってきました。港湾の被害について、県でやっていることだけでも補助しましょうということ、あるいは下水道などについても支援しましょうと、それで財政措置をしましょうという、そういう答えが総務省から返ってきました。

なので、何を言いたいかという、そういうふうにしっかりと諦めずに言い続けていけば、必ず声が届き、返ってくるというふうに思っております。なので、諦めずにしっかりとやっていきたいというふうに思います。

支援金の支援の金額ですけれども、もちろん多いにこしたことはありません。ただ、今の制度、県で拡充したことも入れれば、氷見は全壊が150件以上ですけれども、全壊の場合、最大で500万6,000円と

いう金額になります。これは、被災者の方々がもう一回立ち上がられて前を向いていかれるのにはある程度力になる金額ではないかというふうに思っています。

また、大規模半壊の場合は最大で445.6万円。さらにここに、今本当に多くの御芳志が集まり、義援金が10億円を超しております。これをできるだけ早く、今月、3月の上旬には配分の委員会会議をやりまして、これもスピード感を持ってできるだけ早く、公正公平を考えるあまり結構遅くなるのがこれまでですけども、今回はできるだけ早くまずは配分をさせていただきたい、そのように思っています。そうすれば、その分も今言った金額に乗ってくるわけでありまして、こういったことでいろいろかき集めて、被災者の皆さんにぜひ立ち上がって前を向いていただきたい。もちろんこれからも、お金のことだけではなく、いろんな形で私も被災者の皆さんの背中をどんどん押していきたいというふうに考えております。

私からは以上です。

○副議長（奥野詠子）市井土木部長。

〔市井昌彦土木部長登壇〕

○土木部長（市井昌彦）私にいただきましたのは、今後、液状化対策に対して県としてどのように取り組むのかという質問だったと思っております。

議員からも御紹介いただきましたとおり、今現在、国交省と被災市を含めた勉強会を一緒に県でやっております。

1回目の勉強会は、国と県の液状化に対する支援諸制度の紹介と、国のほうでお持ちの液状化に対する国の支援制度、先ほど議員からお話のありました、国の公共事業で地方がやります液状化防止事

業というものがございます。これによって地下水位低下等をやった上で、液状化が発生しにくいようなことをやるよと。その事業というのは、一般の宅地も範囲として含めるんですけど、その採択の要件としては、道路であるとか公共施設と一体的に地盤の安定性を図るためにやるという事業になっております。

なので、行政と地域の皆さんの思いを一つにした上でこの事業を進めていく必要があるということで、現在、先進事例であります自治体から直接、そのときどうやって調査をやって事業化に至ったかであるとか、そこのところの苦労話も含めてお話を伺っておるところであり、先月、熊本市から直接こちらでお話を聞いて、氷見市、高岡市、射水市、富山市の皆さんはじめ、県内の市町村の方にも一緒に聞いていただいたところでございます。

現在、氷見市におかれましては、市の単独事業で予算を確保されて調査に取り組むと伺っております。実は、この公共事業をやる前に、事業にかかる前の調査につきましても国の補助制度がございます。それについても市町村と共有した上で、調査費の国への要望も各市町村のほうで検討をされておられると伺っております。

その調査の中で、国のほうから先進事例も踏まえて、こういった調査がこの場合ふさわしいのかということについては、液状化の実態も市町村によって様々でございます。勉強会では、それぞれの市から、私たちの市ではこのような液状化の現状でございますということの状況報告、被害報告もいただくこととしております。それぞれの市町村にふさわしい調査の方法でありますとか、対策の方法でありますとか、その勉強会の中で学んでいくことにより、現地にふさわしい工法が選定されるというような手順を踏んでいきたいと

思っております。

その勉強会には県も中に参画しております。市町村と一緒に悩
みながら、工法選定にも寄り添って、あと、国のほうからも最新の
知見もいただきながら対策に取り組んでいきたいと思っております。

私からは以上です。

○副議長（奥野詠子）以上で菅沢裕明議員の質問は終了しました。